

上下水道事業経営審議会 会議次第

日時 令和3年1月13日(水) 18:30

会場 松川町役場 2階 協議会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 上下水道事業経営審議会について

4. 自己紹介

5. 正副会長の選任について

会 長 _____

副会長 _____

6. 会長あいさつ

7. 下水道事業の概要と経営状況について

8. 水道事業の概要と経営状況について

9. 次回の日程について

令和3年 月 日()

10. そ の 他

11. 閉 会

松川町上下水道事業経営審議会委員名簿

(任期:令和3年1月13日 から 令和5年1月12日)

役 職	氏 名	備 考
議会総務産業建設委員長	中平 文夫	町長が必要と認める者
議会総務産業建設副委員長	大蔵 洋	町長が必要と認める者
大島地区区長代表(上新井区長)	高坂 義宏	上下水道の使用者
上片桐区長	大澤 今男	上下水道の使用者
福与区長	清水 正育	上下水道の使用者
消費者の会会長	吉澤 良子	上下水道の使用者
商工会長	小澤 文人	学識経験者
JAみなみ信州理事	高坂 龍夫	学識経験者
	村田 肇	学識経験者
	松下 正博	公募による町民

事務局)

所 属	氏 名	役 職
環境水道課	池上 徹	課長
環境水道課	田辺 哲哉	水道工務係長
環境水道課	宮下 祥司	水道管理係長
環境水道課	大澤 充	下水道係長

○松川町上下水道事業経営審議会規則

平成26年10月1日

規則第3号

改正 平成30年7月2日規則第36—1号

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の健全経営に関し必要な調査及び審議を行うため、松川町上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査及び審議する。

- (1) 水道料及び下水道料金に関する事項
- (2) 水道加入負担金及び下水道受給者負担金に関する事項
- (3) 水道事業及び下水道事業の管理運営に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 水道の利用者
- (2) 下水道の利用者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境水道課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(松川町水道事業経営審議会規則の廃止)

2 松川町水道事業経営審議会規則(平成17年松川町規則第8号)は、廃止する。

(松川町下水道事業経営審議会規則の廃止)

3 松川町下水道事業経営審議会規則(平成19年松川町規則第1号)は、廃止する。

附 則(平成30年規則第36—1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。